

# 社会科補助学習プリント⑪

～裁判所の働き p30～31～

6年( )

○次の( )に入る言葉を教科書を使って調べましょう。

人々の間に、利益や考えの対立によって(②) )が起きたり、殺人や強盗などの

(②) )が起きたり、(②) )によってけが人や死者が出た場合に、

(②) )が開かれる。裁判所は、このようなときに(②) )にもとづいて

問題を解決し、国民の(②) )を守る仕事をしている。国民は、誰でも

(⑥) )権利をもっていて、(②) )に不服がある場合は、

(①) )回まで裁判を受けられる制度がある。これは、裁判の(④) )

を防ぎ、(②) )を守るためにある。

## <裁判所の働き>

・人々の間に起きた争いなどについて、(②) )側と(②) )に分かれて

裁判を行い、判決を出す。

・罪を犯した疑いがある人が(②) )か(②) )かの裁判を行い、判決

を出す。

・(②) )が憲法に違反していないかを調べる。

・(②) )が憲法に違反していないかを調べる。

# 社会科補助学習プリント⑪(解答)

～裁判所の働き p30～31～

6年( )

○次の( )に入る言葉を教科書を使って調べましょう。

人々の間に、利益や考えの対立によって(② 争い )が起きたり、殺人や強盗などの

(② 犯罪 )が起きたり、(② 事故 )によってけが人や死者が出た場合に、

(② 裁判 )が開かれる。裁判所は、このようなときに(② 法律 )にもとづいて

問題を解決し、国民の(② 権利 )を守る仕事をしている。国民は、だれでも

(⑥ 裁判を受ける )権利をもっていて、(② 判決 )に不服がある場合は、

(① 3 )回まで裁判を受けられる制度がある。これは、裁判の(④ まちがい )

を防ぎ、(② 人権 )を守るためにある。

## <裁判所の働き>

- ・人々の間に起きた争いなどについて、(② 原告 )側と(② 被告 )に分かれて裁判を行い、判決を出す。
- ・罪を犯した疑いがある人が(② 有罪 )か(② 無罪 )かの裁判を行い、判決を出す。
- ・(② 法律 )が憲法に違反していないかを調べる。
- ・(② 政治 )が憲法に違反していないかを調べる。